

エコロ レター

生活クラブ生協

vol.42

保存版

・・・ガイドブックに差し込んで保管してください・・・

エコロたすけあい制度

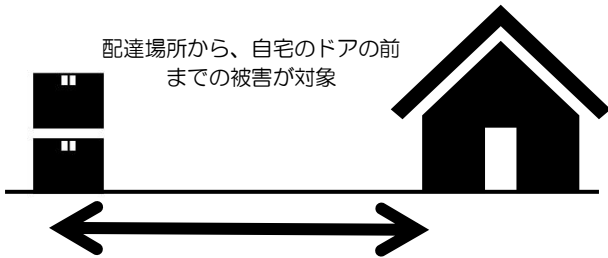
「共同購入保障」

とは・・・

担当職員の配達後、組合員が荷分け中や運搬をしている際に消費材を破損させた時、あるいは盗難による被害を保障するのが「共同購入保障」。カラスや猫などの動物による被害も保障します。

自損・他損を問わず、被害実額を支給します

ただし、年間の申請回数は3回まで、合計金額は1万円までとします。



● 利用条件

- ・保障対象：エコロ加入者の消費材の被害
- ・保障対象範囲：配達場所から、ドアの前まで（上図参照。自宅内の事故は対象外です）
- ・保障対象日：配達当日のみ
- ・発生当日、あるいは翌営業日にセンターへの連絡が必要。（金曜日が配達の方は翌週の月曜日）

こんな場合は・・・？

「配達職員の過失による破損」や「配達間もないのに食材が傷んでいた」といった被害については、**エコロに加入していなくても**速やかにセンター（078-904-3260）にお電話ください。



当日～翌営業日までに、センターへ連絡。

078-904-3260

【日時】【場所】【被害状況】を説明。その際エコロ加入者であるとお伝えください。

給付申請書に記入し、配達便で提出。



ガイドブックの17ページ「共同購入保障⑩給付申請書」

エコロ審査会で承認後、共同購入代金と相殺して給付となります。

